

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 9 月 4 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 71 号 関ヶ原町功労者の選定について
- 日程第 7 議案第 72 号 動産の買入れについて
- 日程第 8 議案第 73 号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 74 号 関ヶ原町里山林整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 10 議案第 75 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 11 議案第 76 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 77 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 78 号 令和 2 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 79 号 令和 2 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 80 号 令和 2 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 報告第 4 号 令和元年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 17 議案第 81 号 令和元年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 82 号 令和元年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 83 号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 84 号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 85 号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 86 号 令和元年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 87 号 令和元年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第24 議案第88号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 議案第89号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1 番	高 木 博 之 君	2 番	谷 口 輝 男 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	中 川 武 子 君
5 番	田 中 由紀子 君	6 番	松 井 正 樹 君
7 番	楠 達 男 君	8 番	吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	大 野 健 夫 君
教 育 長	中 川 敏 之 君	監 理 官 兼 診療所事務局長	藤 田 栄 博 君
総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君	企画政策課長	西 村 克 郎 君
地域振興課長	高 木 久之郎 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	岩 田 英 明 君
住 民 課 長	三 宅 芳 浩 君	健康増進課長	徳 永 英 俊 君
産業建設課長	福 安 健 司 君	水道環境課長	吉 森 明 博 君
教 育 課 長	兒 玉 勝 宏 君	西 消 防 署 長	西 村 清 志 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山 田 勝	書 記	高 木 聖 敏
書 記	小 寺 由 香		

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまより令和 2 年第 7 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5 番 田中由紀子君、7 番 楠達男君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月17日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月17日までの14日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 2 年 5 月分から 7 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これについて御質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質問を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 諮問第 2 号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第 4、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。令和 2 年 9 月 4 日提

出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原330番地。氏名、皆田世雄。生年月日、昭和26年10月4日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員である皆田世雄氏の任期が令和2年12月31日に満了いたしますので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

この件について御意見のある方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

意見なしと認めます。

これより諮問第2号を採決いたします。

本諮問について、適任であると答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問については適任であると答申することに決しました。

日程第5 諮問第3号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。令和2年9月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原3071番地の51。氏名、金森京子。生年月日、昭和31年9月2日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

現在の人権擁護委員である水向都子氏の後任に、新たに金森京子氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

金森氏につきましては、長年、岐阜県内の中学校の教諭として子供たちに寄り添いながら指導に努められておりました。その経験を生かし、人権を守る積極的な活動に取り組んでいただける方であると考えております。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

次に、この件について御意見のある方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

意見なしと認めます。

これより諮問第3号を採決いたします。

本諮問について、適任であると答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問については適任であると答申することに決しました。

日程第6 議案第71号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第71号 関ヶ原町功労者の選定についてを議題とします。
職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第71号 関ヶ原町功労者の選定について。

本町の功労者に次の者を選定したいので、議会の同意を求める。令和2年9月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

特別功労賞。住所、関ヶ原町大字関ヶ原2643番地。氏名、生駒敏幸。生年月日、昭和6年8月27日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。
西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第71号の関ヶ原町功労者の選定について御説明申し上げます。

本年11月3日に開催予定の町功労者表彰におきまして、地域自治組織の振興・発展に御尽力いただきました生駒敏幸氏を特別功労者に選定いたしたく、関ヶ原町表彰条例第4条第2項に

より、議会の同意を求めるものでございます。

議案資料の1ページに功績調書をつけさせていただいておりますが、平成7年4月から21年間の長きにわたり自治会長に在職され、特に在職中の平成20年度からの8年間、関ヶ原町自治会連合会会長として地域住民と行政をつなぐかじ取り役として地域自治振興に御尽力いただき、町の特別功労者にふさわしい方であると考えております。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第72号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第72号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第72号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和2年9月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 買入れ物件、X線テレビ装置。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、1,501万5,000円。

4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市金園町10丁目24番地、ホープ産業株式会社、代表取締役 土川東。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第72号について御説明申し上げます。

国保関ケ原診療所におけるX線テレビ装置の購入につきまして、去る令和2年8月21日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、ホープ産業株式会社が落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく、関ケ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、関ケ原診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 議案第72号 動産の買入れについての御説明を申し上げます。

議案資料の3ページをお願いします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、本年8月21日にX線テレビ装置につきまして、指名業者4者による指名競争入札を行いました。その結果、ホープ産業株式会社が、消費税を含む契約金額1,501万5,000円で落札しました。よって、地方自治法により議会の議決に付するものでございます。

このX線テレビ装置につきましては、国内のメーカー3社、キヤノン、島津製作所、日立製作所により製造されている機種から、当診療所の医療機器選定委員会において定めたものであります。メーカーにつきましてはキヤノンで、機種名はRaffine-iというものであります。

納期につきましては、9月30日となりますが、本機器の組立てとか設置、調整など、9月17日から行って9月23日までとする作業工程を予定してございます。

本件では患者様に変不便をおかけしますが、どうぞ御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第73号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第 8、議案第73号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第73号について御説明申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたします。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第73号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、今、町長が申しましたように、国におきまして関係省令の一部を改正する省令が公布されましたので、それに伴いまして、その基準省令に準じて本条例を改正するものでございます。

議案資料の 4 ページをお開き願います。

まず、第 6 条第 2 項でございます。

これにつきましては、平成30年 4 月 1 日に施行されました基準省令の一部改正省令において設けられました居宅介護支援事業所における管理者要件である主任介護支援専門員でなければならないとすることにつきまして、今回の改正ではただし書を追加し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、主任介護支援専門員以外の介護支援専門員とする取扱いを可能とするものでございます。

この改正につきましては、令和 3 年 4 月 1 日からの施行となります。

次に、附則でございます。

第 2 項につきましては、主任介護支援専門員以外の介護支援専門員を管理者とすることができるとする経過措置につきまして、「平成33年 3 月31日」までとしていた期間を「令和 9 年 3 月31日」まで延長を行うというものでございます。

ただし、第 3 項を新たに追加しておりまして、それによりまして令和 3 年 4 月 1 日以降の経過措置の適用につきましては、第 6 条第 2 項本文が適用されるに当たっての改正附則第 2 項の適用につきましては、改正前の附則第 2 項の適用を受けていた主任介護支援専門員以外の介護

支援専門員で……。

○議長（松井正樹君） ちょっと中断します。

休憩 午前 9 時22分

再開 午前 9 時23分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 附則の第3項を追加するところから説明させていただきたいと思います。

附則の第2項につきましては経過措置の延長を改正しておりますが、3項を追加することによりまして令和3年4月1日以降の経過措置の適用につきましては、第6条第2項本文が適用されるに当たっての改正附則第2項の適用につきましては、改正前の附則第2項の適用を受けていた主任介護支援専門員以外の介護支援専門員である管理者が引き続き管理者である場合に限って適用することを規定するものでございます。

その他の改正を含めまして、これらの改正につきましては公布の日から施行となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第74号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第74号 関ヶ原町里山林整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第74号について御説明申し上げます。

森林整備計画地域外において危険木除去事業を実施するに当たり利益を受ける者について、地方自治法第224条の規定により分担金を徴収するため条例を制定いたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 議案第74号 関ヶ原町里山林整備事業分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

本条例につきましては、従前より実施しております里山林整備事業について、通常実施しております森林地域内で実施する補助率が原則100%の補助メニューのほかに、補助率が事業費の3分の2になりますけれども、森林地域外であっても住民生活に危険を及ぼす可能性の高い樹木の伐採について補助対象となるメニューの実施に伴いまして、事業費から県補助金を除いた残額について分担金を徴収する必要性が生じたため、本条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、趣旨でございます。

第2条の分担金の徴収を受ける者でございますが、条中で町長が事業の施行により特に利益を受けると認める者としておりますが、分担金を徴収する必要がある補助メニューの要領に、採択要件として倒木の危険性がある住宅団地周辺などの公共性・公益性の高い場所の樹木が対象で、かつ樹木が存在する自治会からの要望が必須となっておりますので、対象は主に自治会と想定しております。

第3条は、分担金の額の定め方を明記したものでございます。

第4条は、分担金の徴収方法を定めたものでございます。

第5条は、分担金の減免等について定めたものでございます。

第6条につきましては、委任事項でございます。

なお、この条例は公布の日から施行するということにさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） この分担金徴収条例がどういうものが対象になるかということを確認したいんですけど、私の知る限りで、ある自治会の公民館がありまして、そこの横にちょっと林があったんです。木がたくさん茂っていて、落ち葉がすごいし、危ないということで、自治会で相談されて自治会で費用も大分出して伐採したという話を聞いているんですが、例えばそういうところが対象になる事業ということでしょうか。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 先ほども説明のほうをさせていただいておりますが、まずその対象になる地域が森林地域かどうかというのが前提の一つとなります。仮に森林地域内に存在する樹木であれば、今まで従前で実施しております補助率100%の事業が使える可能性がございますが、その事業に採択要件がもちろんついて回りますので、例えば1施工地の面積が0.1ヘクタール以上なければならないとか、あとは基本的に樹高がおおむね10メートル以上でない

となかなか難しいというような様々な条件がございますので、そういった該当しそうな案件がございましたら、また産業建設課のほうまで御来庁いただいて御相談されればいいのかと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今の説明は、いわゆる10分の10の話を、この条例じゃない話をしていただいたと。この条例はどういうパターンがあるのかということです。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 申し訳ございません。今回のこの条例に該当する樹木については、先ほど申し上げました森林地域外にある樹木で、おおむね10メートル以上で、そのまま立っただまになっていると、かなり危険であるということと、あとはそれが公共性とか公益性に該当する樹木であれば、採択の要件に合致するのではないかと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） ここの5条、災害その他特別の理由があるときは、減免か、ゼロなのか、分担金を取らないということですが、具体的にどんなようなことになるんですかね。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 想定といたしましては、例えば、その他特別の理由なので、倒壊してしまったようなパターンとか、あくまでも里山林整備事業の採択要件に乗っかっていないような……。

すみません、少しお時間をいただきたいので、お願いします。

○議長（松井正樹君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時45分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 大変失礼いたしました。

先ほど高木議員から御質問のありました災害その他特別な理由の解釈ですけれども、申請者が災害等によって想定外の事態が発生して分担金が支払えない場合等を想定しておりまして、そういった場合について町長の裁量で分担金の徴収を延期したり減免させていただくという考え方でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 続いて、2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） ちょっと確認だけなんですけれども、この条例によりますと、国または県から交付される補助金を控除した額ということで全額分担金というか受益者負担ということで、町は全くもって考えていないということではないんですね。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 谷口議員のおっしゃるとおりで、町の持ち出しは今のところ考えておりません。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第75号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第75号 令和2年度関ケ原町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第75号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症がいまだ拡大しており、家計や事業者の経済活動への影響が生じている状況が続いていることから、支援対策といたしまして水道基本料金のさらなる3か月、1月から3月分までですが、その分の免除や商工会と連携した20%のプレミアム商品券の追加発行、また家賃支援給付事業補助金や小規模事業者持続化補助金、公共料金キャッシュレス導入経費など、新型コロナウイルス感染症対策経済支援関連経費といたしまして1億1,077万8,000円の計上を含め、ふるさと納税経費の増額等、総額1億6,351万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億9,452万7,000円とする令和2年度関ケ原町一般会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、職員手当等は実績見込みに伴うものでございますので、省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明を願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第75号、一般会計補正予算（第5号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうから御説明をさせていただきますので、議案書の18ページをよろしくお願いいたします。

まず、議会費の備品購入費でございます。

現在の議場のマイク設備、また録音機器につきましては旧庁舎時代から使用しており、かつマイクとマイクが有線での接続タイプであるため、設置距離に制限が生じております。議員また理事者それぞれの相互間の社会的距離が確保できないことから、赤外線方式のマイク、いわゆるコードレスの設備でございますが、こちらの導入によりまして、できる限り距離の確保を図るため、音響設備698万5,000円を補正させていただくものでございます。

次に、総務費、総務管理費の文書広報費でございます。

こちらの備品購入費のプリンターにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策によります公共料金のキャッシュレス決済の導入に伴い、各納付書へQRコードの印字が必要でございますので、QRコード印字用のプリンター2台を整備させていただきたく15万4,000円を計上させていただいております。

次に、財産管理費でございます。

こちらのほうは委託料でございますが、先ほど説明をさせていただきました公共料金のキャッシュレス決済導入に伴います総合行政情報システムの改修業務委託料で500万円、また社会保障・税番号制度対応システム改修におきましては、国外転出者によりますマイナンバー等の利用の実現に向けた住民記録システムの改修費203万円を補正させていただいております。この住民記録システムの改修経費につきましては、国費10分の10の補助金を充当させていただいております。

次に、工事請負費でございます。

こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症対策におきまして、役場本庁舎の1階及び2階のトイレ照明の電源スイッチが、現在、接触タイプとなっておりますので、職員以外におきましても不特定多数の方が御利用されるということを鑑み、人感センサー化への工事費でございます。57万2,000円を補正させていただくものでございます。

こちらの財産管理費の財源の関係です。特定財源の国庫支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど御説明をいたしました今回補正をさせていただいております住民記録システム委託料の202万9,000円の補助金に合わせて、当初予算において計上させていただいております戸籍付票システムの改修委託料が補助対象となったことを受けまして489万円の財源組換えをさせていただき、691万9,000円を計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○企画政策課長（西村克郎君） 同しく18ページの企画費でございます。

役務費の通信運搬費5万1,000円、手数料13万2,000円、委託料の533万6,000円、使用料及び賃借料の127万6,000円につきましては、ふるさと納税に関する経費でございますが、年度当初より順調に寄附をいただいておりますので、8月末現在の寄附額が1,700万円を超えてございま

す。昨年度と比較し、約1,426万円の増となっております。当初予算から1,200万円の寄附金の増を見込ませていただきまして、それに伴う返礼品申込サイトの委託料、サービスの利用料等々の事務経費が不足するため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、財政調整基金費の積立金、ふるさと応援基金1,200万円につきましては、ふるさと納税寄附金の今回補正分を基金に積み立てるものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、生活安全対策費でございます。

こちらのまず需用費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費でございます。各小・中学校で職員室内における飛沫防止のためのアクリルパーティションの設置と消毒液や使い捨て手袋、また非接触型の体温計等の対策品を合わせまして110万3,000円を補正させていただくものでございます。

次に、工事請負費でございます。

こちらは、避難所における新型コロナウイルス感染症によります備蓄品等が増加をしてきており、かつ多数の収容人数が可能な指定避難所でございます関ヶ原中学校及び関ヶ原小学校に防災備蓄倉庫をそれぞれ設置する工事費と避難所において避難者への情報収集ツールといたしましてテレビを配備するため、各小・中学校の体育館、3か所でございますが、テレビと配線工事を合わせまして工事請負費279万6,000円を補正させていただくものでございます。

次に、備品購入費でございます。

こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症対策の関係でございます。避難所内の分散化を図ることにより、避難所となっております各小・中学校体育館に発電機をそれぞれ追加配備を行い、併せて情報収集に必要な携帯電話等の充電装置の3器の購入、またふれあい図書館におきましては閲覧図書を元の本棚に戻さず、一旦ワゴン車へ返却をし、消毒後係員が元に戻すためのワゴン車の購入や、接客リスクを軽減するため本の返却ポストの購入、また図書館内の空気の循環を促すためのサーキュレーターの配備、また歴史民俗学習館へのサーモグラフィカメラ1台を導入いたしたく、合わせて260万3,000円を補正させていただくものでございます。

次に、財源の関係でございますが、特定財源のまず国庫支出金でございます。

今回補正をさせていただいて……、こちらについては、6月の定例会の補正予算においてお認めをいただきました各小・中学校での感染防止関連の備品や消耗品につきましては、学校保健特別対策事業費補助金の200万円を充当しております。

また、県支出金のほうでございますが、8月臨時議会におきまして専決処分の報告をさせていただきまして一般会計補正予算（第4号）での避難所での感染防止対策関連経費に対しまして、岐阜県の避難所生活環境確保事業費補助金の採択がございましたので、事業費の2分の1に当たります277万7,000円をそれぞれ財源の組替えとさせていただいておるところでございます。

す。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 続きまして、19ページをお願いいたします。

同じく総務費の徴税費、税務総務費の備品購入費157万7,000円ですが、こちらは確定申告会場での感染防止対策として受付窓口用のアクリルパーティション購入費18万9,000円、それから待合場所での密を避けるため、会場外でお待ちいただく場合がございますので、順番をお知らせするための番号表示機、それから発券機、こちらの購入費138万8,000円となります。

○総務課長（澤頭義幸君） 次に、選挙費の関係でございます。

本年につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、今年度予定されております町長選挙及び県知事選挙におきまして、各投票所において有権者の密の回避や社会的距離の確保の誘導のために配置人員を増員いたしたく、職員手当や食糧費の増額と、新型コロナウイルス感染防止のためのフェースシールドや手袋、消毒液などの消耗品の整備を行いたく、町長選挙費及び県知事選挙費、合わせまして96万8,000円を補正させていただくものでございます。

なお、県知事選挙費の補正予算額につきましては、特定財源を充当しておりますので、よろしく願いをいたします。

○住民課長（三宅芳浩君） 同じく19ページの民生費でございます。

まず、社会福祉総務費でございますが、前年度の国及び県費、障害者自立支援給付費、障害者医療費国庫負担金の額が確定いたしましたので、その精算に伴います返還金340万6,000円を補正させていただくものでございます。

次の福祉医療費でございますが、これも前年の県の福祉医療助成事業補助金の額が確定しましたので、その返還金249万4,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、20ページになります。

児童福祉総務費でございます。

2段目になりますが、障害児通所支援事業所継続支援補助金49万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で放課後等デイサービス事業等が県からの休業要請に応じ休業したことに伴いまして、児童がサービスを利用できなかった当該日に係る報酬相当額を事業所へ補助することによりまして、事業所の収入面での援助と、それにより利用児童がサービス利用を継続できるようにする目的で県において補助事業が創設されたところでございます。この事業の実施主体は市町村となっておりますので、今回、この補正予算に予算計上させていただくものでございます。

財源としましては、利用者負担金相当部分としての町補助額の10分の1の額と町補助額から利用者負担金相当額を控除した残額の4分の3の額が県補助金額となりますので、その合計額38万6,000円を計上させていただいております。

次の障害児施設給付費等国庫負担金でございますが、これにつきましても負担金の精算によりまして、還付金58万9,000円を補正させていただくものでございます。

○水道環境課長（吉森明博君） 同じく議案書の20ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、負担金補助及び交付金の1,560万円は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用により水道事業会計へ補助するものでございます。

内訳として、上水道基本料金の免除を令和3年1月請求分から3月請求分の3か月分を追加免除するため1,275万円、また避難所における衛生管理に必要とする水の確保に要する器具及び備品購入費用の補助として285万円を補正させていただくものでございます。

○健康増進課長（徳永英俊君） 続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の償還金利息及び割引料についてですが、令和2年2月14日付で交付決定を受けました令和元年度の母子保健事業の県負担金につきまして、未熟児養育医療費分につきまして実績報告に基づきまして6月29日付で交付の額の確定があり、今年度において返還することになりましたので、当初予算において計上済みの2,000円を差し引いた予算不足額11万円を補正するものでございます。

繰出金につきましては、国民健康保険特別会計（直診勘定）、国保関ヶ原診療所への繰出金465万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費の委託料、予防接種委託料についてですが、令和2年1月17日付で予防接種法の施行令の一部が改正され、定期の予防接種の対象疾病についてロタウイルス感染症が追加されたため、令和2年10月1日からの施行に伴い、委託医療機関等へ支払う予防接種料として、対象者は令和2年8月1日以降に生まれた生後2か月からの乳児ということで、対象者12名に対し1回当たりの委託料1万5,367円で接種回数を1人2回と見込み、合計の36万9,000円を追加補正するものでございます。以上です。

○水道環境課長（吉森明博君） 次に、斎苑管理費、委託料42万9,000円は、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、関ヶ原斎苑内の天井カセット型空調機12か所分の分解清掃を行いたく、補正をさせていただくものでございます。

次に、同じく斎苑管理費の工事請負費、斎苑設備修繕工事516万1,000円につきましては、工事5件分となっております。

内訳としまして、1件目が斎苑の高圧受電設備改修工事としまして61万8,000円でございます。こちらは、中部電気保安協会の電気工作物の定期点検報告によりまして、引込み用の高圧ケーブルと構内の避雷器が製造から25年以上経過し、また構内変電設備内の高圧遮断機用の変圧器開閉器のヒューズが製造より10年以上経過しておりまして、今後、電気火災や突発的な停電事故に至るおそれがあるため、設備を改修させていただくものでございます。

2件目としまして、斎苑汚物炉室の換気設備更新工事として36万3,000円です。こちらは、

汚物炉室内の換気ファンの動作不能により更新させていただくものでございます。

3件目としまして、斎苑待合ホールの空調設備改修工事としまして286万円でございます。こちらは、ホール内2か所の空調設備を新たに改修させていただくものとなっております。

4件目としまして、こちらも斎苑の待合ホール内の換気改善を図るため、新たに換気口2か所の設置工事としまして83万6,000円を、また5件目としましては、収骨室の換気設備更新工事として48万4,000円をお願いするものでございます。こちらも収骨室内の換気状況が悪く、改善を図るためお願いするものです。

以上でございますが、3件目から5件目の空調換気改善に関わる工事費と先ほどの委託料を合わせ460万9,000円につきましては、いずれも斎苑施設内の密となる空間においての新型コロナウイルス感染防止を図り、利用者の安全・安心を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により行わせていただくものでございます。

○産業建設課長（福安健司君） 同じく20ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農地費の負担金補助及び交付金9万8,000円につきましては、土地改良事業特別賦課金でございます。本賦課金は、令和元年度の県営農道施設強化対策事業、ふるさと農道整備事業及び県営中山間地域総合整備事業の工事費により賦課金を算出いたしますが、今回、予算作成時以降の工事費の精算額に変更が生じたため、補正させていただくものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

農林水産業費、林業費、林業振興費、委託料160万9,000円につきましては、里山林整備委託料でございます。

今回の補正につきましては、議案第74号で上程させていただきました里山林整備事業分担金徴収条例の提案説明で申し上げました里山林整備事業のうち、森林地域外の危険木を除去する事業として、山中地区と今須貝戸地区の2か所の危険木除去を行うものでございます。よろしくをお願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 商工費、商工業振興費、関ヶ原d e ごはんプロジェクト推進事業補助金135万円。この事業では、新型コロナウイルス感染症の影響下においても継続して営業する飲食店に応援金を支給させていただいております。応援金の申請実績による増額でございます。

小規模事業者持続化補助金300万円。県が実施する新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金、これは小規模事業者が新型コロナウイルス感染症による経営上の困難を乗り越えるため、商工会と一体となって事業継続に向けて前向きに取り組む事業に対して補助するものです。町として独自に上乗せ補助を行い、事業者の負担軽減を図っているものでございます。今回の補正は2次募集分による増額と国においても同様の補助制度があることから、それについても

適用するものでございます。

プレミアム商品券発行事業補助金。落ち込んだ地域内の消費を取り戻すため、町内事業者で利用できるプレミアム商品券の発行を追加で商工会が行っております。それに対する補助でございます。

なお、当初予算に計上しております商工会補助金の通常のプレミアム商品券分、また中止になりました夏祭り分につきましては、商工会独自に新型コロナ関連支援策を構築されましたので、そちらに振り替えさせていただいております。

家賃支援給付金事業補助金。緊急事態宣言の延長等により売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国が実施する家賃支援給付金の事業者負担分を町が独自に負担し、事業者の固定費の軽減を図るものです。

なお、この事業は、家賃だけでなく、地代も対象となっております。

観光費、町内飲食店等周遊デジタルスタンプラリー実施事業委託料300万円。本事業は、関ヶ原観光協会が運営する関ヶ原ファンクラブのデジタル基盤を町内飲食店への周遊へつなげるように再構築するものです。町内飲食店に設置したQRコードを観光客が読み取り、スタンプ及びポイント等をためるラリー機能やポイント付与機能などを関ヶ原ファンクラブの機能に追加して、岐阜関ヶ原古戦場記念館の開館を機に町内を訪れた観光客に対して、とりわけ観光人口の増加を図りながら町内周遊を促す仕組みを構築していきます。

携帯端末等による多言語表示対応業務委託料919万6,000円。本事業は、現在町内各地に設置しております史跡共通解説サイン33か所について、対面によるガイド等による感染リスクが高いため、新型コロナウイルス感染を防ぎながら、個々の観光客に多言語——現在5か国語を予定しておりますが——への表示及び音声による史跡情報を提供するため、サインにQRコードを設置し、利用できるものです。本事業を通じて、秋に控えております岐阜関ヶ原古戦場記念館開館に伴い、国内外を問わず観光客が増加することが想定されております。新しい生活様式を踏まえた史跡巡りができるよう、構築するものでございます。

多言語デジタルサービス提供事業委託料50万円。本事業は、新型コロナウイルス感染終息後のインバウンド増加及びアフターコロナにおける世界的なデジタル化の進展を見据え、町内の観光情報等を従来の紙媒体でなくデジタルで9言語による提供を行うものです。具体的には、JTBが提供する9言語観光サイトのサービスを利用し、外国人観光客が町内外各所に置かれたカードから携帯端末で観光情報を読み込む形でサービスを提供します。

観光施設整備費、関ヶ原インターチェンジ内モニュメント補強・撤去対策等検討設計業務委託料325万9,000円。1991年に行われました第1回関ヶ原石彫シンポジウムで制作されました石彫が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の道路占用許可を得て関ヶ原インターチェンジ出口付近に1体設置しております。占用期間が、この年度末を迎えるに当たり、同機構

の関連組織である中日本高速道路より、現状のままだと許可の延長は難しいとの申出がありました。中日本高速道路では、笹子トンネルの事故以降、安全面が重視されており、それが担保されなければ許可ができないという申出がありました。この業務におきましては、補強、撤去での対策を検討し、より実効性の高い方向性を見だし、設計まで行うものです。以上です。

○産業建設課長（福安健司君）　続きまして、22ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費の委託料59万3,000円につきましては、公共用地境界確認確定業務委託料でございます。近年、公共用地との境界確認確定におきまして、多くが登記を目的とした複雑で高度な知識が求められる案件が増加しており、筆界の誤認を防止し、適正な筆界確定を行いために、補正をさせていただくものでございます。

なお、委託先につきましては、県と同じ業務で委託しております県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を予定しております。

続きまして、除雪対策費の負担金補助及び交付金93万1,000円につきましては、除雪車固定費支援事業費補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象の事業ですが、コロナ禍によりまして影響を受けている町内の建設事業者が、町道除雪を目的として所有する除雪車両の自主点検等にかかる法定費用の一部を支援することで当該車両の所有を継続していただき冬季の除雪体制を維持することにより、降雪時の生活道路の確保を図ることを目的としたものでございます。

続きまして、土木費、都市計画費、都市計画総務費の報償費11万4,000円につきましては、都市計画マスタープラン策定委員報償費でございます。令和2年、3年にかけて策定予定の町都市計画マスタープランにつきまして、新型コロナウイルス感染拡大により都市計画マスタープラン策定委員会の開催可否について不透明でありましたが、今年度2回の策定委員会を開催することとしたため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく土木費、都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金190万1,000円につきましては、緊急輸送道路である国道21号線沿いの沿道建築物1件の耐震診断に対する助成でございます。

内訳につきましては、228万1,000円のうち6分の1の38万円につきましては、時限的な措置で国から直接対象者に支払われるため、補正予算といたしましては、これを除いた6分の5の190万1,000円の費用に対して、国が76万円、県が57万円、町が57万1,000円でございます。

○総務課長（澤頭義幸君）　続きまして、消防施設費でございます。

こちらの工事請負費でございますが、医療法人社団紫水会藤井病院さんの敷地内に町管理の防火水槽2基が設置をされておりますが、このたび閉院をされました。その後、土地の跡地利用に際して既設の防火水槽が支障になるということで撤去の申出がございまして、2基分の撤去工事費740万円を補正させていただくものでございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 23ページをよろしくお願いいたします。

続きまして、教育費のほうでございます。

教育総務費、教育委員会費、報酬の9万9,000円につきましては、本年1月分から3月分までの教育委員報酬でございます。出納閉鎖期間後に発覚しましたので、本年度予算にて支出をさせていただくものでございます。支出漏れということで、おわび申し上げます。

放課後児童クラブ費の職員手当等2万4,000円につきましては、学校閉校に伴い、支援員の勤務時間が長くなっております。それに伴いまして積算の根拠でありますところが上がったということで、6月支給分の期末手当が見込額より増えたものでございます。

下の償還金利子及び割引料の7万2,000円につきましては、令和元年度の放課後児童クラブに対する補助金額が確定しましたことによります国庫への返還金でございます。

続きまして、小学校費をお願いいたします。

学校管理費の報酬183万1,000円につきましては、夏季休業の短縮に伴い不足する87万1,000円と、併せて県がつくられました補助制度を活用しまして、非常勤講師等をコロナ対応のため、雇用時間を延長する制度がございますが、96万円を採択してもらいましたので、その分でございます。

役務費の通信運搬費23万1,000円、下のほうで後ほど出てまいりますコロナ対応で、再度学校がもし閉校になった場合におきまして、オンライン授業をすることになる可能性がございます。そのための児童・生徒に家庭のインターネット環境が整っていない御家庭があった場合、Wi-Fiルーターを貸し出す事業を予定しておりますが、その通信料を半年分計上しておくものでございます。

工事請負費1,512万円でございます。関ヶ原小学校の体育館の網戸設置、LEDライトへの交換、トイレの洋式化に伴います1,045万円、それと今須小学校の体育館の網戸設置、LEDライトへの交換工事467万円でございます。

下の欄に行きまして、教育振興費、使用料及び賃借料の25万円につきましては、オンライン授業がもし必要になった場合のソフトウェア5ライセンス分。

備品購入費の16万2,000円は、オンライン授業に伴う、先ほど申し上げましたモバイルWi-Fiルーター10台分及びオンライン授業用の備品代。

負担金補助及び交付金15万9,000円につきましては、関ヶ原小学校の宿泊研修がコロナによりまして日帰りになったことを受けまして、コロナ対応でやむを得ずバスを借り受ける必要があるため、それについて補助をさせていただくものでございます。

次に、中学校費のほうをお願いいたします。

学校管理費の役務費23万1,000円につきましては、小学校費と同様にオンライン授業貸出し用Wi-Fiルーターの通信料。

工事請負費1,146万4,000円につきましては、関ヶ原中学校におきまして、これはコロナ対応ではございませんが、消火ポンプ室においてカビが発生しており、その対策工事をする費用50万7,000円、それからコロナ対策としまして体育館の網戸設置、LEDライトへの交換、トイレの洋式化に伴う1,095万7,000円を計上いたしております。

一番下の備品購入費13万9,000円につきましては、モバイルWi-Fiルーター及びオンライン授業用備品の購入費でございます。

24ページをよろしくお願いいたします。

一番上の負担金補助及び交付金1万円につきましては、今須中学校の修学旅行が日帰りになったことによりますキャンセル料に対する補助金でございます。

次に、社会教育費のほうをお願いいたします。

公民館費の工事請負費105万1,000円につきましては、高圧電気設備配線が老朽化により停電してしまったという不具合が発生しました。また、保安協会の指摘もございますので交換するための費用でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 歴史民俗資料館費。リニューアルオープン後の歴史民俗資料館、歴史民俗学習館では、体験展示室や多目的室において、体験型プログラムの充実や、関ヶ原検定をリモートや感染防止対策をしながら実施していきたいと思っております。そのための消耗品費の計上、印刷製本費については新たに関ヶ原検定公式本の作成費でございます。

体験キット製作業務委託料につきましては、瓦作りや古代貨幣の鋳造などの体験キットの製作を委託するものでございます。本事業においては、新しい生活様式に対応した体験キット等の製作により、コロナ禍においても歴史民俗学習館において充実した体験学習を実施するように努めるものでございます。

観光施設多言語情報提供業務委託料320万1,000円でございます。本業務は、岐阜関ヶ原古戦場記念館と同時にリニューアルオープン予定の歴史民俗学習館のホームページにおいて、英語及びフランス語による詳細な情報提供を行うものでございます。秋に控えておりますオープンに向けて、国内外問わず観光客が増えるということを想定しておりますコロナ終息後のインバウンド観光の推進を目指し、ホームページを多言語化することで、その環境を整えるものです。以上です。

○教育課長（兒玉勝宏君） ふれあいセンター管理費、委託料39万1,000円ですが、敷地内樹木に枯れ木や枝の落下が見込まれる危険な箇所があるとの指摘がございました。そのための撤去を兼ねた剪定を委託するものでございます。

工事請負費122万1,000円につきましては、本館のエアコンの吸気装置が老朽化により故障したため、その更新工事を実施するものでございます。

続きまして、保健体育費、保健体育総務費、負担金補助及び交付金の20万8,000円につきま

しては、スポーツ少年団からの要望がございまして、指導員につきまして今年度より資格の取得が新たに必要となり、大変な負担増になるということから、その取得費用について助成をさせていただくということにしたものでございます。

25ページをよろしくお願いいたします。

町民体育館費、工事請負費の555万1,000円につきましては、これもコロナのことでございますが、LEDライトへの交換費用と、これはコロナではございませんが、男子トイレの小便器がまた故障し、要請をいたしました。この際、それにつきまして更新をさせていただき、全体的なタイプのさせていただく工事をさせていただくという費用でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（西村克郎君） それでは、引き続き歳入の御説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

地方交付税、普通交付税の1億3,000万円でございますが、今年度の交付額が算定されましたので、補正をさせていただきます。

なお、今年度の交付予定額は11億9,516万6,000円で、昨年度より1億5,127万8,000円増の見込みでございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金の林業費分担金、里山林整備事業分担金53万7,000円でございますが、里山林整備委託に対する地元分担金3分の1でございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金691万9,000円でございますが、今回補正分のシステム改修203万円に対する10分の10の補助及び当初予算分のシステム改修に対する補助488万9,000円でございます。

続きまして、土木費国庫補助金、都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金76万円でございますが、耐震診断事業費228万1,000円に対する3分の1の補助でございます。

教育費国庫補助金、小中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金200万円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に対する補助で50万円の4校分でございます。

16ページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、総務費県補助金、総務費補助金の避難所生活環境確保事業費補助金277万7,000円でございますが、先般8月6日の臨時会におきまして御承認いただきました補正予算（第4号）の新型コロナウイルス感染症対策として避難所に配備する備品等の購入555万5,000円に対する2分の1の補助でございます。

民生費県補助金、児童福祉費補助金の障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金38万6,000円でございますが、県が休業要請した事業所等への補助金に対するものでございます。

衛生費県補助金、保健衛生費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金490万円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として水道料金の基本料金の免除に対す

る補助でございます。

農林水産業費県補助金、林業費補助金の清流の国ぎふ森林・環境基金補助金107万2,000円でございますが、里山林整備委託160万9,000円に対する3分の2補助でございます。

教育費県補助金、小中学校費補助金の学習指導員等配置事業費補助金55万2,000円及びスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金27万円でございますが、学校の臨時休業に伴う学習指導員、スクール・サポート・スタッフの配置に対する補助でございます。

土木費県補助金、都市計画費補助金の建築物等耐震化促進事業費補助金57万円でございますが、国庫補助と同様に耐震診断事業費の228万1,000円に対する4分の1の補助でございます。

県支出金、委託金、総務費委託金、選挙費委託金の県知事選挙委託金55万円でございますが、コロナ対策経費の追加分に対する10分の10の補助でございます。

寄附金、一般寄附金のふるさと納税寄附金でございますが、当初予算から1,200万円の増を見込むものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、前年度繰越金22万3,000円を充当させていただきます。

なお、今回の歳出予算におきまして新型コロナウイルス感染症対策の事業を計上させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次分の実施計画を6月の第1次分に追加するという形で今月の下旬に予定をしております。また、今後、第3次分の実施計画の提出もございますので、国庫補助金充当の財源の組替えにつきましては、事業費が大方固まってから行いたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 各備品とかの購入に当たり、それぞれ置かれる場所、プレハブの倉庫とかを建てられるというのは聞いたんですが、あと多分、ずっと何年も置いておかんなんだろうんです。室内の保存状況、空調とか、エアコンまでは要らんと思いますが、換気とか、その辺のための設備、あとどこへ何を置くかというのは、大体の予定とかは決まっているんでしょうか。

あとページ21なんですけど、インターチェンジの道路の緑地帯に置いてあるモニュメントですかね、これを移動するか、また耐震とか委託料が組んであるんでございますが、今後、近くに専門の工場がありますわね。その辺で、またそこへ置かせていただくとか、ここは道路です

ので、ぱっと通り過ぎてまうんですよね、止まって見ることはできませんので。その辺の検討は今後されるかどうかとちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　まず、高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君）　まず、あそこから撤去すること自体が大変な工事になりますので、補強ということも想定しながら進めていきたいと思っております。

もし撤去という選択をしても、その撤去後の在り方そのものもどうすべきかということを検討しなくてはいけないと思っておりますので、石材等とも十分調整しながら進めていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君）　1番　高木博之君。

○1番（高木博之君）　今、地域振興課長の回答でございますが、現場で耐震補強をして再設置するということでございますね。考えがあるということ。一応補強するということですね。

○議長（松井正樹君）　答弁はどなたが。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　今の段階では、耐震的には問題があるということで、今、そういうおそれがあるんじゃないかということで、もし安全なら問題ないけれども、安全でなければ撤去をしてくださいというようなお申出でございますので、町としては、その現状を一回調査させていただいて、耐震的に問題がないのかを確認すると。もし問題があったときにどういうふうな対応をしたらいいかということは、結局、耐震補強としてやれるかやれないか。もしやれない場合には撤去をさせていただくと。また、やれる場合には、その耐震の仕方ですね、これが可能かどうか、費用的な問題を含めて検討させていただくということになろうかと思っておりますので、今のところどちらか、残すか移転か、その2つをどちらを取るかということでの調査をお願いさせていただきたいということでございます。

○議長（松井正樹君）　続いて1番　高木博之君の最初の質問。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君）　コロナ関係の備品とか消耗品等をどこへ配置するかというようなお話だと思います。また、防災倉庫へどういうものを配置するかというようなお話だったと思うんですが、もし違っていれば、また御指摘をいただきたいと思います。

まず、備品関係については、それぞれ学校とか、避難所については町の防災倉庫とかをメインに保管する予定をしておりますし、今回、防災倉庫を関ヶ原中学校、関ヶ原小学校、それぞれ1か所ずつ配置をしたいというようなことを考えております。そちらにつきましては、体育館ということで、たくさんの方を収容できるというようなことを考え、いわゆる初動に必要な備品、消耗品について、できる限り近いところに置かせていただきたいというようなことで、

そういう備品、消耗品を防災倉庫へ配備する予定をしております。

また、防災倉庫、いわゆる物置的なほうなんですけれども、空調とかいうお話があったと思うんですが、立派な空調までは当然難しいですが、一応、換気パネルがついておりまして、4か所のガラリがついているというようなことで、ある程度の通気性もあるというようなことで理解しておりますので、ある程度、適切な管理ができると考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今の関連でインターチェンジのところのモニュメントの関係ですけど、これって今さらの話なんですけど、例えば設置した人は誰で、どういうふうな設置をしたとか、その設置した人に尋ねるとか。結局、耐震ができておるような設置をするべきだったんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうでしょう。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 設置自体の費用は、石彫シンポジウム実行委員会のほうで行われております。占用許可の申請は町のほうで行っております。当時の図面は当然残っておりますが、今の法令等と照らし合わせてどうかということは、はっきり言ってしまえば、耐震はないんじゃないかということです。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと話がずれておるかもしれませんが、今問題になっているのは、耐震的に問題があるんじゃないかという御指摘なんですけど、耐震に対するあいつたものの基準というのではないそうです。ただ、建築確認申請上の安全というか、そういう基準からいうと、あんだけの中に心棒がちょっと入っているだけだということで、大地震が起きたときに、それが跳ねて落ちてしまうんじゃないかというおそれがあるということでの安全確認を求められているということでございますので、もし十分な安全を図ろうとすると、上から下まで穴を開けて鉄棒をつながなあかんやろうというような建築確認上の問題があるということでございますので、そこら辺の今の入っている心棒の状況、そういったものを調査させていただいて、もし安定がないというようなことであれば、撤去をせざるを得ないということで考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今の話で、基準がないということになれば、今の調査してもらう委託先はどういうところにしてもらうんですか。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 耐震上の基準がないということで、調査は今までもモニュメント2体を移転しておりますが、それなりの調査をしてから移転しておりますので、重さとか、

クレーンに耐え得るか。そういった業者をお願いしていく形になるかと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 21ページをお願いします。

商工費で2点ありまして、1点目は、説明の中にある小規模事業者持続化補助金、それと家賃支援等々がありますが、これは対象となる件数をどのぐらい想定されているのかということ、を1つ伺いたい。

それからもう一つ、2点目は、一般財源で全て、商工振興費と観光費だけで約2,700万円ほど町費、これは補助はありませんよね、県から。あるんですか。分かりました。

そうなんです、この規模というか、ほかの事業に比べ1,000万円を超える事業費を使うわけですよ。これは組替えにしろ何にしろ税金を使うわけですからね。申し上げたいのは、こうした観光は大事ですけども、これまでもそうでしたけれども、投資効果を検証しているかどうかということ。検証するといっても、なかなかどういう基準でどういう対象にするか難しいことは分かりますが、行政としては各種のこういう補助金で地域を活性化する、観光業を潤せるといったことは必要だと思いますが、それに対する税金を投入するわけですから、それも1,000万円を超える。そのためには投資効果ということも、もう一方は大きな問題として考えていかないと、ただ、表現はきついですが、出しっ放し、やりっ放しで、あとはあまり効果は検証しないということが往々にしてあったんじゃないかという感じがします。したがって、これに対する検証をどのようにしていくのかということについて、この2点、お願いします。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 小規模事業者持続化補助金のほうでございしますが、現在、対象は8件を想定しております。

家賃支援給付金につきましては、対象が、今、売上げ減とか地代まで対象になります。というのは、お客様用の駐車場を借りてらっしゃるところまで対象となってきますので、町として最大限これぐらい出るだろうという想定で積算しております。対象件数までは現在把握しておりません。

投資効果の検証につきましては、観光入り込み客数であるとか、そういったものを客観的にしっかりした数字でしか現状としてはないわけです。また、一方で周遊していただく仕組み構築というのも大切だと思っております。端的に言えるのは、周遊入り込み客数をしっかり増やしていくということを目指していきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 分かりました。分かりましたけれども、確かに入り込み数を増やすことによって町内の経済効果を生むということ、それは一般論としてありますけれども、その入り込み数をどういう形で検証していくのか、把握するのかがということが大事ですね。総論的に増えましたよ、減りましたよといっても、例えば昨年と比較してどうかとか、この政策を導入する以前とお客が増えましたというようなことをやっていかないと、貴重な税金を使うわけですから、その辺をしっかりお願いしたいんです。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） この制度、コロナ感染症の影響で売上げが落ちたとか、お客さんが減ったとかいうことで非常に大きな影響を受けている業者、こういった業者が商売をやめてしまわないように、そういうために継続して事業をやっていただくということを基本的に目的としているということで、売上げが落ちた業者に対して助成というか国のほうが給付をするということでございますが、その残りの部分については個人負担が当然ついてくるわけですが、その分についても、売上げが落ちている中で個人負担分が出てくるということですので、そういったものを補填しながら、とにかくこのコロナの影響で商売を畳んでしまわないようにしてほしいというようなことが根底での趣旨でございますので、そういった意味で町内でも非常に厳しい状況にある方については存続していただくということが大きな効果につながってくるんじゃないかということでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） これで1億1,000万円強、コロナ対応の地方創生臨時交付金ということで第2次が計上されるということですが、これに対して交付金というのはどの程度まで認められるのか、具体的に裏打ちできるのかということは、今のところ分かっておりますか。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 今回補正で上げさせていただいておりますコロナ対策の事業につきましては、先ほども若干説明させていただきましたが、今月末に第2次分の実施計画を第1次分に継ぎ足すという形で出させていただく予定でございます。その中に全て上げさせていただく予定でございますので、基本的に町の考え方としては、全部対象になるという考えの下に計上させていただいておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 分かりました。そのことは、そのようになるようにできるだけ頑張りたい。

あと、コンビニでの収納の話なんですけど、税とか料で、直接役場の窓口に見えて納付をされる方、私らは自振で払っていますんで、今、2,700ぐらい町内に戸数があると思いますが、実際何%の方が直接納付されるかと。コンビニといいましても、関ヶ原町内、この役場近辺に3か所あるだけです。そんなところにみんな納付できるわけではないですから、その辺の実際窓口納付される方が何%見えて、その方がどのぐらい利便性を得るかということ。費用は一緒だけかかりますんで、その辺の検討をまたよろしくをお願いしたい。あるにこしたことはない、あったら便利なのは間違いございませんけれども、市中に30か所もコンビニがあれば、それは至って便利になりますけれども、関ヶ原での投資効果ということも一回検討だけはされたいということをおっしゃっています。

あと、インターチェンジ内の今のモニュメントの話ですけど、ごめんなさい、蒸し返して。これ325万9,000円って、僕、撤去費用かと思っていましたけど、設計委託なんですね。あの単体の安全かどうかということを見るのに、また移設するかかどうかという、移設費用という形になるんだったら話は違うんですが、ちょっと金額的に、どうしてこういうような、設計書の内訳を見ていけませんので分かりませんが、若干高い。

あと、防火水槽の撤去の件、2基700万円ですけれども、私ら防火水槽を設計しましたが、1基450万円ぐらいで設計しました。2基で700万円の撤去というと、ちょっといかにも公共料金的じゃないかなという懸念をしますんで、実績で十分精査されるようによろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 先ほどコンビニ収納というお話、御意見がありまして、今回、キャッシュレス決済を導入するという事業がコロナ対策交付金の対象になるということで上げさせていただいております。今、納付書で納めていただくその納付書に、バーコード、QRコードを印刷しまして、それを今、スマートフォンでキャッシュレス決済アプリがございまして、そちらのほうで自宅にしながら決済ができる。それが対人機会を減らすということで、コロナ対策の交付金の対象事業になるということで今回は上げさせていただいております。

その納付書につきましてはバーコード、こちらにつきましては、これは町内のコンビニだけではなくて、全国のコンビニで営業時間、いわゆる24時間、これはどこでも納めることができるというようなものでございます。

その対象件数につきましては、スマートフォンで実際にどれぐらいの方がそういった決済を御利用されているかということは実際に把握できませんので、何件ぐらいかということはいまだに把握はできませんが、近隣の市町で既に導入をされているところもございまして、そちらの利用状況等を見ながら、大体どれぐらいの件数があって、次年度以降どれぐらいの手数料が

かかるというようなことは大体はつかんでおります。その辺りのところで、正確な数字は現在のところではお答えはできない状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） インターチェンジモニュメントの関係ですが、撤去ありきの設計であるなら、もっと安い金額ですが、耐震度を測り、耐震の補強・撤去、両方をにらみながら、より実効性の高い方法を見いだしていくという過程がありますので、その分少し高くなっております。

○議長（松井正樹君） 続いて、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、少しだけ。今のコンビニの決済で、まず手数料とかいう話もありますね。それから、ちょっとよく分からない多言語デジタルサービス提供委託事業とか、業務に対する業務の委託をするというのは、コロナで初期投資で要りますよね、これは。ということと、後のメンテとかずっと続くという部分に関して経費がかかると思うんですけど、そこら辺のことは、どの程度かかるとかいうのか、ちゃんと調べてありますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 先ほどのキャッシュレスの手数料というお話がございまして、手数料に関しては1件納めていただくごとに60円プラス消費税ということで手数料がかかります。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 携帯端末による多言語表示対応業務委託料など既存のサーバーでの範囲でありますので、これに伴う追加のランニングコストは発生しないという方向です。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分まで。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議案第76号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第76号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第76号について御説明申し上げます。

歳出に高額介護合算療養費の不足見込み分の7万円と令和元年度の事業費確定に伴う保険給付費等交付金返還金591万7,000円、合わせて総額598万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,132万8,000円とする令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第77号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第77号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第77号について御説明申し上げます。

歳出に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による診療所に勤務する職員等への新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付及び新型コロナウイルス感染防止のための患者用送迎車両の整備、また寄附金の採納による基金への積立金の合わせて824万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,626万7,000円とする令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 議案第77号の直診勘定の補正予算について説明させていただきます。

議案書の35ページをお願いします。

施設管理費の一般管理費の報償費ですが330万円、これは新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金ということで、1人当たり5万円の66名分を計上してございます。

次に、役務費17万4,000円と公課費2万円につきましては、備品購入費の465万4,000円の車両に係る分で、この車両につきましては送迎用ということで、軽ワゴン、車椅子対応の自動ステップつきのを2台購入させていただきます。これはコロナ対応ということで、今、2人患者

さんに乗せて送迎していますが、密になるということで台数を増やして、透析とリハビリの患者さんを、ちょっと回数は増えますが、現場スタッフでローテーションを組みながら密を避けるために車両を購入したいと考えております。

次に、基金積立金の10万円ですが、これは匿名の方が1名、診療所にぜひ有効活用してくれということで頂きましたので、基金のほうへ積み立てさせていただきます。

次に、34ページですが、歳入の部分ですが、一般会計繰入金については車両を購入する分の465万4,000円、新型コロナウイルス対応ということで繰入金を充ててございます。

そして、繰越金、自動車の公課費、自動車点検手数料とか自動車損害保険料の分の単費分19万4,000円です。

そして、雑入のほうでコロナウイルスの慰労金、これは県から入ってくるものですが、雑入として330万円全額受け入れするものです。

寄附金ですが、今回新たに診療所事業寄附金という目を起こしまして、10万円をこれに充ててございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金66名分ということは、年度職員の方も含まれているということでいいのでしょうか、会計年度職員。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 会計年度職員も、清掃に来ていただいている方も、シルバーで玄関で立っている方も、全て対象となっております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） こちらの35ページの送迎用車両2台ということですが、また職員がやるということで、また負担が増えるということですけど、その辺はローテで回すと言われたんですが、対応は大丈夫でしょうか、お聞きします。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 現在、リハビリのスタッフも含めて男性職員12名で、私を除いて、申し訳ないんですけど、男性12名で今ローテーションを組んで、月、火、水、木、金、土まで、リハビリは水、金ですけど、透析については6日間あります。その分、ローテ

ションを組んでやろうということで考えています。今現在も8名ぐらいで送迎スタッフとしてやっていますが、回数が増えますので4名ほど増やして対応していきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 関連でございますが、以前、事故がありましたよね、送迎のときに。安全対策ですね、なかなか固定するのにも結構手間がかかると思うんですが、できるだけ簡単に固定できるようなふうに車両のほうですね、その辺を考えてみえるかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 何せうちの患者さんは身体が非常に弱い方ですので、取りあえず乗り降りが一番大変ですので、抱きかかえながらしか乗車できません。その辺は注意して今回も自動ステップが出るやつで対応していますし、今、1台は自動ステップが出ているやつがあるんですけど、もう一台は特に車両が低いということで、かなり古い十何年たっているe kワゴン、車両の低いやつを利用してやっています。今回、2台とも自動ステップが出るのと、あと事故を想定してドライブレコーダーもつけてございますので、なるべく安全面は注意して送迎を行いたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけ、先ほど出ましたけれども、慰労金の対象者が66名ですが、もう少し詳しく内訳を教えてください。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） それでは、申し上げます。

医局で5名、放射線科3名、検査科3名、臨床工学科2名、リハビリ科4名、栄養科3名、看護部24名、事務局15名、岐阜大学4名、シルバー2名、西濃ビル1名が内訳の66名です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） またそれに関連してですけど、報償費で組んであるんですけど、これに関してはどういう支払い方をされるのかということと、それから歳入のほうの10万円、寄附金なんですけれども、寄附で頂くのはいいことなんですけれども、例えば寄附者が何にとかいう指定とか何かありましたでしょうか。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 慰労金の支払いの仕方については、これは国の慰労

金制度で、国は岐阜県に委ねています。岐阜県は、岐阜県が各医療機関に請求するということではなくて、それは国のほうから、岐阜県が医療機関ではなくて、ある箇所に委託をすればいいと。そこで岐阜県が、その委託者からまとめて国へ申請すると。要するに岐阜県が国へ申請する。その岐阜県には医療機関が申請する。しかし、医療機関が多いので、岐阜県は、岐阜県だけでまとまらないので、要するに国保連合会、あそこに委託します。国保連合会が全ての施設をまとめて岐阜県に申請して、岐阜県が国に申請すると。それで今度お金は、国から岐阜県国保連合会と来ますので、国保連合会がうちのほうへ支払っていただきますので、うちからそれぞれの個人に支払うという、こういうことになっています。これは全て国の方針として、そういう支払い方法となっております。

〔発言する者あり〕

職員には口座振込で考えております。

○議長（松井正樹君） あと寄附金は、言った。

藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 非課税ですので給料には入れません。別の口座で、口座を指定して振込をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

現金か口座かということですか。

〔発言する者あり〕

給料に入れると、また会計とか大変ですので、課税対象になってしまいますので、それを外すために口座を聞いて、その指定口座に直接支払います。給料会計は通しません。

それと寄附金については、私も実はどなたか分かりませんが、特に目的については、何に使ってくれという御指示はございませんでした。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第13 議案第78号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第78号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第78号について御説明申し上げます。

歳出に令和元年度の事業費確定に伴う精算による返還金42万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億588万2,000円とする令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第79号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第79号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第79号について御説明を申し上げます。

歳出に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業によるサービス事業に勤務する職員等への新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付や感染症対策を講じる消耗品など総額230万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,874万2,000円とする令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては健康増進課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） それでは、議案第79号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

議案書の44ページをお願いいたします。

まず、歳出についてですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施に伴いまして、先ほど診療所の直診のほうでもありましたが、介護分ということで、その事業の実施に伴いまして、介護サービス事業所・施設等における感染症対策事業として、まず感染症対策に必要な物資を確保するため、需用費、消耗品費にてですが、在宅への訪問時及び送迎時に検温するための非接触型体温計を訪問職員1人につき1本ずつ、デイにつきましては送迎車1台につき1本ずつということで、合計22本分の計上をさせていただき、合計で15万4,000円を計上させていただいたところでございます。

また、介護サービス事業というものが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであること、また継続して提供することが必要な業務であること及び介護施設事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って事業に従事していただいているということに対して、介護サービ

ス事業所・施設等に勤務する職員に対して慰労金が支給されることとなったため、1人当たり支給額は5万円で、やすらぎ全職員43名分の合計215万円の慰労金を各事業所ごとに割り振り、報償費として計上させていただいております。

内訳としましては、ヘルパーステーションが8名、訪問看護ステーションで6名、デイサービスセンターで13名、居宅介護支援事業所で7名、介護予防支援事業費、これは地域包括支援センターのことですが、9名としております。

私と介護事業係長につきましては、デイサービスの送迎等の手伝い等もしておりますので、私と介護事業係長の分はデイサービス事業費の中で組ませていただき、2階の健康増進センターにおります保健師3名と管理栄養士1名、4名につきましても補助の対象となりますので、それは地域包括支援センターと連携しながらやっているということで、介護予防支援事業費の地域包括支援センターの中で5名プラス4名ということで9名分の予算を計上させていただいております。

なお、今回の慰労金につきましては、所得税法の非課税規定に基づき非課税所得に該当することを、先ほども局長のほうからありましたが、添えさせていただきます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

今回の補正に伴う歳入についてですが、ただいま御説明させていただきましたとおり、補正予算につきまして全額助成対象経費となるため、諸収入の雑入において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金230万4,000円を計上させていただきました。

なお、今回の慰労金につきましては、直接個人に支払われず、先ほどの事務局長と同じで、国保連を通じて各事業所へ送金されることとなっておりますので、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上、私からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 先ほどの77号の診療所の関係で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関して報償費というか慰労金のための請求であったわけですけど、サービスにしましては、この需用費の15万4,000円とか報償費が約15万円あるんですけど、交付金は、いわゆる慰労金のみではなかったということなんですか。どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） 医療のほうは分かりませんが、私も介護分につきましては、慰労金事業とか、そういう維持していくためのコロナ対策の経費に伴う事業というのがあります。

して、慰労金だけではございませんでした。以上です。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第80号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第80号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第80号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下で、御家庭や事業所においては経済的な影響が続いている中、本年6月議会定例会にて補正予算をお認めいただきました水道基本料金につきまして、さらに来年の1月から3月分の3か月分を免除する緊急支援に伴い、減収分の財源組替えと新型コロナウイルス感染症対策のため、組立て式の給水タンクや車両搭載型の可搬式給水タンクの整備、また漏水やポンプの故障による修繕工事費等を追加する令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第80号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の48ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明させていただきます。

収入として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用によりまして経済的負担軽減対策としまして、町内の上水道を給水している全ての世帯及び事業者を対象として、さらに令和3年1月請求分から3月請求分の3か月分の上水道基本料金を免除するため、補正させていただくものでございます。

内訳としまして、水道事業収益、営業収益、給水収益を1,275万円の減額をし、営業外収益としまして、他会計補助金、一般会計繰入金として1,275万円を充ててでございます。

支出としましては、水道事業費用、営業費用、配水及び給水費の修繕費200万円と資産減耗費の固定資産除却費として79万4,000円でございます。

修繕費の200万円につきましては、通常の漏水修繕費の不足に伴いまして、今後の漏水対応分として補正させていただくものでございます。

また、固定資産除却分79万4,000円は、平井4号井戸取水ポンプの取替えによるものでございます。

次に、議案書の49ページをお願いいたします。

資本金収入及び支出について御説明させていただきます。

他会計補助金、一般会計繰入金285万円につきましては、これも新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用によりまして、給水タンク等の購入費分として充ててございます。

支出としまして、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費、工事請負費146万3,000円は、平井4号井戸の取水ポンプ1基のモーター異常により取替えを行うものでございます。

同じく建設改良費、配水及び給水設備建設改良費の工事請負費200万円につきましては、東町地内の喫茶ルポゼの点滅信号より東へ約40メートルほど国道南側に位置しますが、国道21号の沿道家屋の配水管におきまして漏水がありましたので、配水管の布設替えを行うものでございます。

次に、営業設備費、工具、器具及び備品購入費として285万円につきましては、こちらは新型コロナウイルス感染症対策として、避難所施設での感染拡大防止を目的としまして、手洗い等衛生管理に必要とする水を確保するため、車両搭載型可搬式給水タンク、これは加圧ポンプつきでございますが、内容量として800リットルを1基、また給水車より水を一時保管するための設置型組立て式の給水タンク、内容量としましては1,000リットルになりますが、これを1基、また車両搭載給水タンク用の発電機1基を新たに購入させていただくものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 災害用で組立て式給水タンクと車両搭載型可搬式給水タンクですが、これは基本的にどこで使う想定で買われるのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、各町内の避難所において、特に多人数の収容を目的とした避難所において利用する価値があるのかなということでございます。以上です。避難所で使うということで。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ということは、車両搭載ということですから、それを持って各避難所

を回るというイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第16 報告第4号について（提案説明・質疑）

日程第17 議案第81号から日程第25 議案第89号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第16、報告第4号 令和元年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、日程第25、議案第89号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第4号及び議案第81号から議案第89号の決算関連につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率を報告するとともに、地方自治法第233条第3項の規定により令和元年度一般会計及び各特別会計決算、並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により企業会計決算をそれぞれ監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の令和元年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、報告第4号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましてはカウントされませんでした。実質公債費比率は11.1%、将来負担比率は46.6%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第81号から議案第89号の決算認定についてであります。

令和元年度の一般会計の決算規模は、歳入41億9,796万6,000円、歳出39億5,810万5,000円となったところであります。これを平成30年度と比較いたしますと、歳入は1億7,926万9,000円の増、歳出は1億7,585万5,000円の増となりましたが、内容的には、小・中学校空調設備整備事業や歴史民俗資料館改修事業、ふれあいセンター空調改修事業に伴う普通建設事業費の増等によるものであります。実質収支といたしましては、2億1,972万3,000円の黒字決算となったところであります。

性質別に見ますと、人件費、扶助費、普通建設事業費、物件費、維持補修費、補助費等、積

立金が増加し、公債費、災害復旧事業費、繰出金が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の減少が長期化する可能性もあり、ますます厳しい状況になると思われ、一層の行財政の簡素効率化、経営経費の節減・合理化を図るとともに、事業の重要性、緊急性に配慮しながら健全財政を維持するため一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願いいたします。

次に、7つの特別会計におきましては、歳入総額が34億5,972万5,000円、歳出総額が32億8,446万3,000円となり、平成30年度と比較して、歳入が1,975万6,000円の減、歳出が5,416万9,000円の増となりました。歳出の増加の主な要因は、介護保険特別会計における保険給付費の増、また公共下水道事業特別会計における管路施設の耐震補強や玉農業集落排水の統合に伴う接続工事費等の増等によるものであります。

また、企業会計の水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億5,869万円に対し営業費用は1億7,469万3,000円で、営業損失は1,600万3,000円、営業外収支では、営業外収益2,300万5,000円に対し営業外費用は1,237万2,000円となり、営業外利益は1,063万3,000円となりました。また、特別利益として、その他特別利益と長期前受金戻入の352万8,000円の収益がありましたが、当年度純損失が184万2,000円となり、前年度の黒字決算から赤字決算となったところです。資本的支出といたしましては、安定的な供給対策のため、建設改良費として、平井・藤古川浄水場間送配水管整備工事、松尾・若宮間老朽管布設替工事など9,246万4,000円を要したところであります。

以上をもちまして、一括上程されました令和元年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

なお、一般会計の令和元年度財政状況の概要につきましては、企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） それでは、令和元年度関ヶ原町一般会計の財政状況の概要につきまして御説明させていただきます。

最初に、議案書の53ページをお願いいたします。

報告第4号 令和元年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

先ほど町長からも申し上げましたように、健全化判断比率の数値のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がなかったためカウントはされませんでした。

次に、自治体の実質的な公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標であります実質公債費比率につきましては、11.1%で昨年度から0.7ポイント下がりました。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でございます将来負担比率につきましては、

昨年度より7.6ポイント上がりまして46.6%となっております。

資金不足比率につきましては、公営企業会計、各会計とも資金不足が発生しなかったためカウントがされませんでした。

次に、令和元年度の一般会計決算について御説明をさせていただきます。

令和元年度主要施策の成果及び決算分析表にて御説明させていただきます。こちらのA4の横のものでございます。

初めに、14ページをお願いいたします。

14ページですが、決算状況の推移をまとめた表でございますが、一番右の令和元年度の欄を御覧ください。

一番上の歳入総額は41億9,796万6,000円で、次の歳出総額は39億5,810万5,000円となっております。

5行目の実質収支額は2億1,972万3,000円となりました。

6行目です。単年度収支額は、実質収支額の前年度との比較で1,513万5,000円が減少しました。

4行下に飛びまして、実質単年度収支は、財政調整基金を取り崩したため5,504万5,000円のマイナスとなりました。

標準財政規模につきましては、地方公共団体の経常一般財源の規模を表すものでございますが、前年度より増となり27億8,700万6,000円となりました。

基金残高につきましては、財政調整基金は2億9,784万2,000円、減債基金は3億2,831万8,000円となっており、その他特定目的基金を含め12億890万5,000円となっております。

また、地方債現在高は39億3,377万9,000円でございます。

15ページは、一般会計のほか、特別会計、公営企業会計の地方債現在高の状況でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

一般会計財政指数の推移でございます。表の右から2列目に令和元年度の指数が示されております。

まず、財政力指数でございますが、2段目の3か年平均の指数は0.520となっており、昨年度より若干上がっております。

実質収支比率は、標準財政規模と実質収支額の割合でございますが、0.6ポイント下がりました。

次の経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を示すもので低いほどよいわけですが、前年度より8.2ポイント上がり94.6となりました。

ちょっと飛びまして、29ページをお願いいたします。

29ページは経常一般財源の収支状況でございますが、一番右のほうが令和元年度の状況でござ

ざいます。その中で右から3列目の増減額の欄を御覧いただきたいんですが、一番上の地方税の8,735万5,000円の減、中ほどの地方交付税8,102万8,000円の減となっております。これらの大幅な減が経常収支比率が上がった大きな要因でございます。

17ページにまた戻っていただきまして、表の中ほどでございます。公債費の関係の指数でございます。低いほどよいわけですが、実質公債費比率3か年平均は0.7ポイント下がりまして11.1となりました。

将来負担比率は低いほどよいわけですが、7.6ポイント上がって46.6となっております。

また、財調比率は高いほどよいわけですが、1.5ポイント下がって10.7となっております。

その他の決算状況の概要につきましては、12ページ、13ページは文章で、14ページ以降は表で表してございます。また、18ページ以降はそれぞれの目的に沿って分類しまして各年の推移を表しておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上、簡単でございますが、財政状況の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 谷口輝男君。

○監査委員（谷口輝男君） それでは、御指名を受けましたので、決算の監査結果について御報告させていただきます。

令和元年度一般会計並びに特別会計及び水道事業会計及び基金運用状況の審査につきましては、8月7日に、会計管理者、各課長、関係職員同席の下、早野代表監査委員と共に、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに御報告いたします。

以上、簡単ではありますが、決算監査の御報告とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより報告第4号 令和元年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 報告第4号に対する質疑を行わせていただきます。

財政指数について示されたわけでありますけれども、これに対する西脇町長の見解なり考え

方、あるいは将来に対する方向性について伺いたいと思います。

といいますのは、具体的な財政指数が出されましたけれども、例えば報告によれば将来負担比率、これは昨年度39.0%が46.6%に上がっています。これは悪化しているということですね。それから、ここには出ていませんけれども、財調比率についても昨年は12.2が今年度は10.7と△1.5となっております。こうした財政指数に対して、町長がどのような認識なり考えを持っておられるのかということでもあります。

私は、確かに実質公債費比率の11.1%については、国の基準に比較すれば、まだまだ余裕があるという合格ラインだと思いますけれども、今申し上げたような将来を左右するような将来負担比率、あるいは財調比率、財調についても年々減っているわけでありますね。前のときにも申し上げたと思いますけれども、このままでいけば次年度の町財政、予算が組めないというような状況も万が一あるかもしれない。これに対して、事あるごとに私は申し上げていますが、町長としてはこのような町財政、町のある意味では危機的な状況に対してどのような対策を持っておられるのかということをお伺いしたいと思います。

11月の町長選に立候補されるということが過日表明されましたけれども、その中で具体的な町長としての政策なり考え方を盛り込むべきではないかという面もあって、あえてこの質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御指摘いただきました町の財政状況、これは非常に厳しい状況であるというのは誰もが認識しておるところでありますし、私自身も非常に厳しい状況だと。特に、御指摘ありましたように、財調を中心にした基金が目減り状態のままで一向に増えていかないということは、財政の思い切ったことができないということで、将来的にも予算をどうやって組んでいくかというようなことが心配になってくるということについては、私も危機感を持って今までも臨んでいるところでございます。

実質公債費比率につきましては、以前、16%近くまで行ったということで、そこから考えますと18%を超えると国のチェックが入ってしまうというようなことからいくと、大分戻ってきたかなということはあると思いますが、とはいいいながらちょっとずつ公債費を減らしながら、借入れ等を減らしながら事業をやっていくということで、やっと今日まで来たというところでございますが、県下のほかの市町村を見ますと1桁というところがまだ多いので、関ヶ原町としましても頑張って1桁台に行くように努力していかなあかんというふうに思っているところでございます。

また、将来負担比率につきましては、基金が減ったことによりまして、今年度、数値が上がったというようなことになっておりますので、これにつきましても起債の償還と併せて、逆に

言うとは基金ももっと持つような努力をしていかなきゃならないというのは非常に認識を持っているところでございますが、かといいいながら現在の町の財政全体を見たときに、税収等の伸びがあまり期待できないという状況の中で余裕を持って事業をやっているかという、先ほどの経常収支比率を見ていただくように、義務的経費でほとんど占められておる状態の中で財政運営をやらせていただいているということは、本当に余裕がなくなっているという状況でございますので、何とかその中でやりくりしながら財政運営をやっていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

基金、また税収等を増やすというのは、口で言うのは簡単ですけども、なかなか難しい話でございますので、現在の町の収入全体を見た枠組みのほかに、新たな税源の涵養というものが大事だというふうには認識いたしておりますが、一朝一夕に増えるわけではないということで、今も町内では企業誘致がなかなか進まないというような話もありますけれども、それに向けては都市計画マスタープランの見直し等をかけて、企業誘致ができる土地、そして具体的に表へ出すことによって今後の企業誘致を進める一助にしたいと思っておりますのでございます。

また、最近ではふるさと納税、これが以前は本当に僅かな金額でありましたけれども、最近では非常に多くの方がしていただけるようになってきたということで、ふるさと納税においてのもっと魅力を発信させていただいて、もっと増やすふうな努力もしていく必要があろうかと思っているところでございます。

それと、一方で歳出のほうにつきましては、ほとんどが義務的経費でございますので、なかなか削るというのは難しゅうございますが、その中でももうちょっと工夫して歳出を減らす努力も続けさせていただきながら、何とか健全財政をできるような努力を今後も続けていく必要があろうと思っているところでございますので、その点につきましては、なかなか具体的な案というのは明確には出せませんが、全体といたしましても努力をしていくということで御理解を賜りたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 分かりました。

町長が言われるように、一朝一夕にすぐ収入が増えるような施策、これはやらないかんですけれども、そんなに期待できないということは理解します。最後に言われましたように、支出をいかに抑えるかということも一つはポイントになってくると思うんですね。今後、次年度の予算、新年度予算の編成をされると思うんですけれども、ぜひそこで改めて事業の見直しだとか歳出の点検・見直しということについても、今までの慣例だとかにとらわれずに、関ヶ原町の身の丈に合った事業をする。町長が言われるように必要な事業と、今は必要ではないというか少し延ばしてもいいんじゃないかという事業だとか、あるいはそもそもこの事業については

必要ないというような、ある意味では事業仕分的なものも頭に入れながら編成事業に当たっていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今の説明の中で、将来負担比率が増えたのは基金が減ったことによる影響だというふうに言われました。それで、5,000万円を財調から取り崩している決算になっているんですけど、実質収支額が2億1,972万3,000円、これの14ページを見ておりますが、あるわけですから、基金を取り崩さなくてもいけたんじゃないかと思うんですが、どうでしたか。どういう考えで基金を取り崩されたのか、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） これは決算をやってみて初めてそういうことが言えるわけで、各予算、それぞれつけてある予算、これを執行していく段階においては、ある部分においては予算が足らなくなるということで、基金を取り崩して、そこへ入れさせていただきました。結果的にいうと、各予算科目のほうでの不用額があって、積み上がってきて2億円の繰越金ができたといいことでございますので、そういった意味では、逆に言うと繰越金というのも今年度の補正予算の財源としては必要でございますので、その分はあってよかったなというふうに思っているところでございますし、繰越しについても他会計の不用額分を不足するところへ充当するというのは、なかなか決算というか会計を締めてみないと分からないところではありますので、そこら辺については、結果としてできたと言われるかもしれませんが、その過程においては非常に難しい話でございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これをもって、報告第4号の報告を終わります。

ただいま正午を回りましたが、このままあとしばらくお付き合いのほど、お願いいたします。

ここでお諮りいたします。日程第17、議案第81号から日程第25、議案第89号までについては、例年どおり構成された決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第89号までについては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、会期中の審査とし、最終日に採決したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ここでお諮りいたします。議案第81号 令和元年度関ケ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第89号 令和元年度関ケ原町水道事業会計決算の認定については、決算審

査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時04分

再開 午後 0 時05分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時06分

再開 午後 0 時08分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に子安健司君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、決算審査の日時は、9月8日火曜日午前9時から、及び9月9日水曜日午前9時30分から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から16日までの12日間は議案調整等のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日5日から16日までの12日間は休会とすることに決しました。

来る9月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。全員が武将ポロシャツをお願いをいたします。

なお、一般質問の締切りは11日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時10分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 田 中 由 紀 子

会議録署名議員 楠 達 男

